

平成 27 年度 第 3 回碧南市総合教育会議 次第

日時 平成 27 年 11 月 17 日 (火)

午後 2 時 30 分～

場所 市役所 4 階 庁議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 碧南市教育大綱について (資料 1)

(2) 碧南市いじめ防止基本方針について (資料 2)

4 その他

(1) 次回開催 日時 平成 28 年 5 月頃

場所 市役所 4 階 庁議室

5 閉会

碧南市教育大綱

碧南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

平成 2 7 年 1 1 月

碧 南 市

目 次

はじめに	1
1 大綱策定の趣旨	1
2 大綱の策定にあたっての考え方	1
3 大綱の期間	1
目標	2
基本的方向	2
1 人を育み活かすまちづくり	2
2 地域文化を守りみんなが誇れるまちづくり	3
主要施策の方向	4
第1節 人を育み活かすまちづくり	4
1 信頼と安心のある幼児教育の推進	4
2 生きる力を育む義務教育の充実	6
3 生涯を通じて学び続ける学習環境の充実	8
4 多くの市民が参加するスポーツの振興	9
5 青少年の健全育成環境の充実	10
第2節 地域文化を守りみんなが誇れるまちづくり	11
1 芸術文化の振興	11
2 文化財の保護と活用	13
3 活用される学術資源の充実	14

はじめに

1 大綱策定の趣旨

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会と地方公共団体の長（本市では市長）との連携強化が図られました。

改正後の法律第1条の3第1項では、市長は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

大綱は、教育行政における市民の意向をより一層反映させる観点から、市長が策定しますが、教育委員会と密接な連携のもと推進する必要があるため、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議して策定するものとされました。

2 大綱の策定にあたっての考え方

本市における教育に関する目標や施策の根本となる方針については、第5次碧南市総合計画（総合計画）（計画期間：平成22年度～平成32年度）に掲げています。

したがって、総合計画の基本構想の「施策の大綱」及び基本計画の「主要施策の方向」の教育文化分野を本市の教育大綱と位置付けます。

ただし、総合計画を策定して5年が経過しているため、この間の子ども・子育て支援新制度やいじめ防止対策推進法の施行、スポーツ推進計画の策定などを踏まえて、主要施策の方向について必要な見直しを行いました。

3 大綱の期間

平成28年度～平成32年度

総合計画の目標年度である平成32年度までの5年間を大綱の期間とします。

ただし、本市の教育を取り巻く状況に応じて、期間の途中においても見直しを行います。

目標

人を育み活かす創造のまちづくり

基本的方向

1 人を育み活かすまちづくり

子どもは本市のかけがえのない財産です。子どもを健全に育むには家庭、地域、学校の役割が大きく、ともに協力・連携することが求められています。

愛情豊かに自立心を育て、心身の調和のとれた成長を促すための家庭での取組を支援します。また、地域の中でともに子どもたちを育てるという考えのもと、青少年健全育成活動などの充実に努めます。

学校では、次代を担う子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな人間性と健康な体の育成が図れるような教育を推進します。

さらに、地域の特色を活かし、それぞれの年代に応じた生涯学習環境の提供やスポーツの推進、次世代を育む人材の確保に努めます。特に、青年活動を推進することはまちに活気を生み出す原動力ともなります。社会教育リーダーや結成 30 周年を数える HEXPO STAFF※1 など、本市には独自の組織が活動を展開しており、今後も青年活動や青少年団体・グループへの支援やリーダーの育成に努めます。

また、教育やスポーツの活動や発表の場となる施設については、今後も適切な運営・整備を行います。

※1 HEXPO STAFF（ヘキスポスタッフ） 青年が自らの手で創造し行動を起こし、活力のある青年活動が展開されることを狙いとして昭和 60 年度に設立された青年団体。18 歳から 22 歳が対象。

2 地域文化を守りみんなが誇れるまちづくり

本市では、神社・仏閣など伝統的な建物、山車やチャラボコなど文化財の保存・育成に努め、また、俳句によるまちづくりなどの取組を進めるなど、固有の地域文化の形成を推進してきました。

また、芸術文化ホール、哲学たいけん村無我苑、藤井達吉現代美術館を始めとして、全国的にも誇れる芸術文化などの財産・施設があり、これらを連携・見直しをすることにより、より多くの効果と付加価値を生み出すことに努めます。

これまで育んできた本市特有の文化を保護・育成・進展し、さらに市内各地の特色のある伝統・風習などを伝承していくために、後継者の育成・支援に努めます。

芸術・文化の振興には、技術や技能を指導・普及する指導者が必要となることから、その発掘と育成に努めます。また、それぞれの分野が発展していくためには、ボランティアの力が大きな役割を果たすことから、市民の余暇の有効活用や生きがいの創出も含めてボランティアの育成に努めます。

主要施策の方向

第1節 人を育み活かすまちづくり

1 信頼と安心のある幼児教育の推進

①幼児教育・保育内容の充実

幼稚園教育要領を踏まえた教育課程の編成を行い、教育環境や保育内容の改善・充実を図ります。また、地域資源や人材を活用し、地域の社会・文化・自然などに触れる碧南らしい幼児教育を推進します。

相互訪問などの交流活動や公開保育の推進により、幼・保・小の連携を強化し、就学前教育のカリキュラム充実を図ります。

②子育て支援機能の充実

市民に安心され、信頼されるために、幼児教育や子育てに関する情報提供を積極的に行うとともに、家庭での教育力の向上のため子育て講座や子育て相談の充実に努めます。

幼稚園ではすべての園で預かり保育を実施しており、子どもの見守りと未就園児の親子に対する遊びの場を提供しながら、教育活動を通じて子育て中の親子の交流や質の高い幼児期の総合的な教育支援を実施するなど、子どもを育てる環境の整備に努めます。また、異年齢、異世代とのふれあい交流活動などを通じて、幼児の成長を促す機会の確保に努めます。

③幼児教育体制の整備

保護者のニーズに応じた教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。平成27年4月より施行した「碧南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、幼児教育の資質向上に努めます。

幼児の安全を確保するために、施設・設備などを計画的に整備するとともに、幼児期の

発達・行動特性に合わせた充実した幼児教育環境の形成に努めます。

園内・園外研修を充実し、教諭の資質向上を図ります。また、多様なニーズ（特別支援・子育て支援）に対応するために、常に指導方法の工夫・改善に努めます。

2 生きる力を育む義務教育の充実

①教育内容や環境の充実

生徒指導を充実するための教職員の加配を行い、こころの教育を推進します。また、少人数指導のための教職員の加配により、個を伸ばす教育環境の充実を図るとともに、スクールアシスタントの拡充により発達障害のある児童生徒に対する支援を行います。

キャリア教育※1、職場体験学習を継続的にを行い、児童生徒の社会性の育成を図ります。また、経済的な支援、日本語教育を必要とする児童生徒などに対しては、必要な支援が図れるように努めます。

こころを育て、学びを支える魅力的な学校図書館づくりを行うために、図書館司書の配置や蔵書の充実に努めます。

新しい教育分野や教職経験に応じた研修を充実し、教員の資質向上に努めます。また、教育相談室を整備し、適応指導教室（フリースクールへきなん）の併設及び教員の研修のための総合教育センターの設置を検討します。

②家庭・地域・学校の連携強化

スクールカウンセラー及び心の教室相談員による教育相談を充実し、保護者への支援を強化します。また、地域に信頼される学校教育の実現に向け、社会の変化に伴う教育課題の解決を図ります。

地域の伝統を生かした教育活動を推進することで、特色ある学校づくりや地域との交流を促進し、家庭・地域・学校が共同体となるように働きかけます。また、学校評価に関する取組を充実し、開かれた学校づくりを推進します。

③いじめ防止に向けた取り組み

「碧南市いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための組織的な取組を積極的に展開します。また、いじめの防止等のための対策を推進するため、関係機関等の連携

強化やいじめ防止に関する措置を実効的に行うための組織を整備します。そして、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくり、まちづくりに努めます。

④こどもの健康づくりの推進

地域との協力・連携による食育への取組や体力づくりの強化により、児童生徒の健康教育を推進します。

地産地消を推進し、安心して食べることができる給食の提供に努め、効率的な学校給食提供体制を確立します。また、災害時にも安定した給食の提供ができる体制づくりに努めます。

⑤学校施設の整備・充実

児童生徒の安全・良好な教育環境の確保に向け、学校施設の老朽化対策を推進します。また、学校内のＩＣＴ環境の充実に努めます。

市民図書館との連携による魅力ある学校図書館整備など、市内の教育関連施設との連携を強化し、学校施設の有効活用に努めます。

※1 キャリア教育 自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけることを目的とした教育

3 生涯を通じて学び続ける学習環境の充実

①生涯学習推進体制の強化

地域における生涯学習の担い手として、生涯学習をコーディネートする人材の発掘、育成に努めます。また、学習成果を活用し、地域に活かす仕組みづくりに努めます。

生涯学習支援ネットワークの整備・構築を行うことにより、生涯学習関連情報の収集・発信を一元化し、効果的な情報発信を行います。

②学習機会の拡充

文化教室・高齢者教室・生涯学習大学講座などの内容の充実に努めるとともに、学校との連携を強化し、公開講座の実施など、学社融合による生涯学習機会の提供に努めます。また、公民館においては、今後も市民ニーズに対応し、各地域の特色を生かした事業を展開します。

文化祭、公民館まつりなど、学習成果を発表する場の充実に努めるとともに、社会教育関係団体を始めとする各団体への助言・支援を行います。

③生涯学習施設の整備

老朽化した施設の計画的改修に努め、市民が安心して利用できる施設の環境整備に努めます。また、各公民館については、人々がつながり、住みよい地域づくりに貢献する拠点施設としての機能充実に努めます。

4 多くの市民が参加するスポーツの振興

① スポーツ推進体制の強化

平成27年3月に策定した「スポーツ推進計画」に基づき、スポーツがより身近になるよう、提供体制や参加・協力体制の整備を推進します。

スポーツ交流や競技スポーツへの支援に努めるとともに、指導者の育成に向けた指導者講習会などの充実及び表彰制度の拡充を図ります。また、体育協会を始めとする団体の支援に努め、スポーツの裾野拡大を図ります。

② スポーツ機会の拡充

総合型地域スポーツクラブの周知に努め、地域との連携を強化しながらクラブの育成を図ります。

初心者や運動習慣のない人でも参加しやすい初心者運動教室やウォーキング事業などを開催し、気軽にスポーツを楽しめる機会の充実に努めます。また、レクリエーションやニュースポーツの普及に努めます。

日常的な健康づくりやスポーツ、レクリエーション活動のための身近な設備の充実に努めます。

③ スポーツ施設の整備と利活用

公共スポーツ施設や学校体育施設を市民が公平かつ優先的に利用できるように、既存の公共施設予約システムを有効に活用します。また、企業や事業者と連携し、企業施設や商業施設の活用を促進します。

老朽化したスポーツ施設の計画的な改修を進めるとともに、市民から要望の多いウォーキングやジョギングコースの整備について、手軽に安全にウォーキングができるよう既存施設の有効活用も視野に入れながら検討を進めます。また、海・川・湖などの地域資源を活用したスポーツ環境の整備にも努めます。

5 青少年の健全育成環境の充実

①健全な社会環境づくりの推進

喫煙や薬物乱用、非行の防止、モラル向上などの啓発活動を行うとともに、声かけ運動やパトロール活動を推進し、支えあう隣人関係の再構築を図ります。また、家庭や地域の教育力向上を図るため、親子の共同体験や家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭や地域と連携した子育てを推進します。

公民館を拠点にした親子ふれあい活動を充実し、情報交換や人材交流が図れる地域コミュニティの構築に努めます。

携帯電話やスマートフォン等を介して、いじめや犯罪の被害者や加害者にならないよう、正しい使い方と使う人のこころの育成に努めます。

②青少年育成環境の充実

青少年健全育成活動の情報交換や共有化を行い、各活動の実施時期に合わせた啓発に努めます。

青少年育成団体などへの指導とその育成に努めるとともに、連携を強化し、青少年が楽しみながら自主的に学ぶ機会の提供に努めます。また、環境美化活動などの地域活動への青少年の参加を促進し、各種体験活動の機会の充実に努めます。

③青少年リーダーの育成

年少リーダーからジュニアリーダーズクラブ、さらには社会教育リーダーへとステップアップする環境の整備と、新たな人材の確保に努めます。

また、HEXPO STAFF の育成に向け、新たな人材の確保や独自イベントへの支援、行政イベントなどへの参加促進に努めます。

さらに、社会教育リーダーや HEXPO STAFF と、他市青年団体などとの交流を促進し、活動の活性化を支援します。

第2節 地域文化を守りみんなが誇れるまちづくり

1 芸術文化の振興

①芸術文化振興体制の強化

市内外の施設間の連携を強化し、事業や運営方法などの情報交換に努めます。また、施設の運営方法や利活用のあり方を見直し、利用しやすい施設運営に努めます。

小中学校などの教育機関、各種活動団体との連携を強化し、芸術文化への市民の興味を高め、利用者の拡大を図ります。

②自主運営事業の充実

市民に豊かな芸術文化を提供するために、市内外の関係機関や専門家、市民団体と連携し、質の高い自主事業の開催に努めます。また、アウトリーチ※1活動を通じ、芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

伊藤証信※2や藤井達吉といった、施設に縁のある人物の調査・研究と、それらを理解するうえで役立つ資料や作品の収集・保存に努め、教育面も含め、施設の存在価値を高めるような事業を展開します。

③芸術文化団体活動と教育普及の充実

文化協会や社会教育関係団体など、積極的に活動する芸術文化団体への支援や団体相互の交流の機会を充実させ、活動の活性化を図ります。また、団体発展のため、指導者などの人材育成を図り、優れた芸術文化活動の定着に努めます。

小中学校などとの連携を図るとともに、市民向けの講演会やワークショップを通じて、広く芸術文化教育の普及に努めます。

④広報・情報発信の強化と施設等の整備

市内外からの入場者数を増やし、知名度の向上を図るため、これまでの広報活動に加え、施設間の連携やマスメディアなどを活用した積極的な情報発信に努めます。

施設の計画的な改修により、市民が満足して利用できる施設整備に努めます。

- ※1 アウトリーチ 「手を差し伸べる」こと。芸術文化活動の場合、芸術文化にふれる機会や関心がない人に対して興味と関心を持たせるために芸術家・企画者側から働きかける活動のこと。
- ※2 伊藤証信 1876～1963 宗教思想家。大正14年（1925年）青年たちの招きにより西端に移り住み「無我苑」を開設、独自の思想を広く全国に発信した。没後、市では遺族から土地と建物の寄附を受け、「心の健康と精神文化を醸成する知的空間を整備」することを基本テーマとして哲学たいけん村無我苑を整備した。

2 文化財の保護と活用

①文化財の調査と保護

市民の協力を得ながら、貴重な文化財の調査研究を進め、積極的に指定を行います。また、有形文化財だけではなく工芸技術などの無形文化財や、囃子・三番叟・チャラボコといった民俗文化財の伝承、保存に努めます。

②市史史料・民俗資料の整理と活用

貴重な史料の散逸を防ぐため、市史史料・民俗資料を収集しその整理と活用に努めます。また、碧南ゆかりの偉人についても調査研究し、顕彰に努めます。

蓄積された市史史料・民俗資料の積極的な活用に向け、保管施設の整備に努めます。

③啓発事業の推進

市民に対する積極的な周知やPRによる保護意識の高揚に努めるとともに、子どもたちに文化財を伝えるための体験機会の創出に努めます。

3 活用される学術資源の充実

①利用者に応じたサービスの提供

「碧南市子ども読書活動推進計画」及び「碧南市の図書館サービス計画」を推進し、資料を充実させるなど、あらゆる人が利用しやすい図書館づくりに努め、生涯にわたる読書活動の支援を行います。

“碧南の図書館友の会”を始めとするボランティア団体との交流や連携を強化し、市民との協調を図り、市民とともに歩む図書館づくりを推進します。

②図書館機能の充実

「知る権利を保障する」施設として、利用者の求める情報を的確に提供できる環境の整備や電子媒体も含めた情報源の収集を進めます。

地域の文化を大切にする図書館として、市政情報コーナーの充実を図り、郷土資料の収集に努めるとともに、碧南に関するレファレンス事例のデータベース化を進めます。

本館・分館・公民館図書室のネットワーク体制を整備するとともに、学校を始め他の機関との連携を深め、利用しやすい図書館づくりを推進します。

③博物館活動の充実

海浜水族館・青少年海の科学館においては、水族館の使命でもある、野生生物を始めとする自然環境の保護・種の保存活動の充実と技術の向上に努めます。

また、学校と連携し、子どもたちが生き物調査を行う機会を設け、環境や生き物の生息状況の変化に気づき、自然環境に関心をもつ子どもを増やすように努めます。

藤井達吉現代美術館においては、当地出身で日本近代工芸の先駆者のひとりであった藤井達吉の顕彰、子どもたちを始め幅広い世代へ向けた教育普及事業、まちづくりの拠点施設としての役割という柱のもと、美術に関わる情報を発信し、生活の豊かさや心のゆとりをもたらす美術館となるように努めます。

④施設の整備

施設の劣化に対応し、利用しやすい施設環境の整備に努めます。

また、海浜水族館は、屋内展示（常設展示）の定期的な整備に努めるとともに、施設の劣化に伴う修理費の確保と、リニューアル計画を推進します。

碧南市教育大綱

碧南市の教育、学術及び文化の振興に関する

総合的な施策の大綱

発行・編集 碧南市総務部経営企画課政策推進係

〒447-8601 碧南市松本町28番地

電 話 0566-41-3311（代表）

FAX 0566-48-0077

E-mail keieika@city.hekinan.lg.jp

碧南市いじめ防止基本方針

平成 2 7 年 1 1 月

碧 南 市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 いじめの防止に関する基本的な考え・・・・・・・・	2
第2章 関係者の責務・・・・・・・・	2
1 いじめの未然防止・・・・・・・・	2
2 いじめの早期発見・・・・・・・・	3
3 いじめに対する措置・・・・・・・・	3
第3章 市としての取組・・・・・・・・	4
1 関係機関の連携および調査機関の設置・・・・・・・・	4
※ 「重大事態」（法第28条第1項）とは・・・・・・・・	5
2 教員の資質の向上・・・・・・・・	5
3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進・・・・・・・・	5
4 広報・啓発活動・・・・・・・・	5
第4章 学校としての取組・・・・・・・・	6
第5章 重大事態の対処・・・・・・・・	6
1 教育委員会及び学校の対応・・・・・・・・	6
2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置・・・・・・・・	7
 【いじめ問題への組織的な体制】・・・・・・・・	8
資料 いじめ防止対策推進法・・・・・・・・	9

はじめに

平成２７年４月１日より施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成２６年法律第７６号。）により開催した総合教育会議において、いじめ防止等についての議論がされ、いじめ防止等の取組の重要性が再認識されました。

そこで、平成２５年９月２８日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条１項の規定に基づき、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、市内の小中学校を対象として、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「碧南市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定いたしました。

この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止等に一層努めてまいります。

第1章 いじめの防止に関する基本的な考え

碧南市いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」にあたる「いじめ・不登校対策委員会」等を活用し、組織的に判断することが求められます。

本市では、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための組織的な取組を積極的に展開していきます。そして、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくり、まちづくりに努めます。

第2章 関係者の責務

子どものいじめ防止等に関する各関係者が、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの未然防止

- (1) 教育委員会は、児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校づくりを支援します。
- (2) 学校は、児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。

- (3) 学校は、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- (4) 学校は、情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- (5) 保護者は、子どもの教育の第一義的責任を有することを自覚し、いじめを行うことのないよう、規範意識を育むように努めます。
- (6) 保護者は、家庭におけるネットモラルの指導とルール作りを行い、子どもがいじめの加害者や被害者にならないように努めます。
- (7) 地域は、児童生徒を温かく見守り、積極的な声かけを行ったり、地域行事や文化・スポーツ活動において、規範意識や思いやりの心を育てたりして、いじめを生まないまちづくりに努めます。

2 いじめの早期発見

- (1) 教育委員会は、学校が進めている教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくり、またいじめ等について相談しやすい体制づくりを支援します。
- (2) 教育委員会は、市教育相談室に臨床心理士や教育相談員を配置し、児童生徒及び保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。また、いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介するなど、児童生徒が相談しやすい環境を整え、外部機関と連携を図ります。
- (3) 学校は、いじめアンケートや教育相談を定期的の実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- (4) 保護者は、子どもの日頃の生活やインターネット等の利用について注意深く見守り、必要によって学校と連絡を取り合いながら、子どもの変化を見逃さないように努めます。
- (5) 地域は、児童生徒の登下校や地域での様子を注意深く見守ります。

3 いじめに対する措置

- (1) 教育委員会は、学校のいじめの対応や問題解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるように支援します。
- (2) 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱

え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」等と連携をし、組織的に対応します。

- (3) 学校は、教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得るとともに、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関と連携して対応します。
- (4) 保護者は、いじめが疑われるときには、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等に相談し、連携して対応します。
- (5) 保護者は、いじめに気付いたら、その場で「いじめは許されない行為であること」を教え、家庭内だけの問題とせず、学校や関係機関等に連絡し、連携して対応します。
- (6) 地域は、いじめを発見したら、その場で「いじめは許されない行為であること」を教え、保護者や学校に連絡し、連携して対応します。
- (7) 地域は、いじめの疑いがある場合は、速やかに保護者や学校に連絡し、連携して対応します。

第3章 市としての取組

1 関係機関の連携および調査機関の設置

(1) 碧南市青少年問題協議会

ア 「碧南市青少年問題協議会」を、法第14条第1項におけるいじめの防止に関係する機関及び団体の連携を図るための組織とします。

イ 構成員は、教育委員会、学校、保護者をはじめとし、青少年の健全育成に関係する警察署、児童相談センター、主任児童委員、人権擁護委員等とします。

ウ 碧南市青少年問題協議会は、いじめの防止等に関する取組が、この基本方針に基づき、実効的に行われているかを検証し、今後の取組や施策の充実が図れるよう協議します。

(2) 碧南市いじめ問題専門委員会の設置

ア 法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるよう、教育委員会に法律の専門家、医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による「碧南市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置します。

イ 教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行う必要が生

じた場合、専門委員会により調査を行うこととします。

※「重大事態」（法第28条第1項）とは

- 一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 教職員の資質の向上

市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

市は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。

4 広報・啓発活動

児童生徒、保護者及び教職員、さらに地域に向けて、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

第4章 学校としての取組

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりえる問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。そして、学校いじめ防止基本方針に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と綿密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、児童生徒がいじめをしないよう、学校の教育活動を通じ、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒と関係者が一体となっていじめの撲滅に努めます。

第5章 重大事態の対処

1 教育委員会及び学校の対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告します。
- (2) 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事態の調査を行う主体や調査組織について判断します。
- (3) 学校は、校内に設置している、いじめ・不登校対策委員会を母体として、生徒指導部会等が協力し、調査や対応を行います。
- (4) 教育委員会は、支援チームを派遣するなど、学校の調査及び対応について指導・助言をします。
- (5) 教育委員会は、学校だけでは調査・確認が困難であると判断した場合は、専門委員会に調査を依頼します。

なお、この調査は、事実関係を明らかにするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、教育委員会及び学校が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

- (6) 教育委員会又は学校は、調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。また、調査の結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。

2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- (1) 市長は、重大事態に対して教育委員会や学校が行った調査の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による、「碧南市いじめ問題再調査委員会」を設置して、調査結果についての再調査（以下「再調査」という。）を行うこととします。

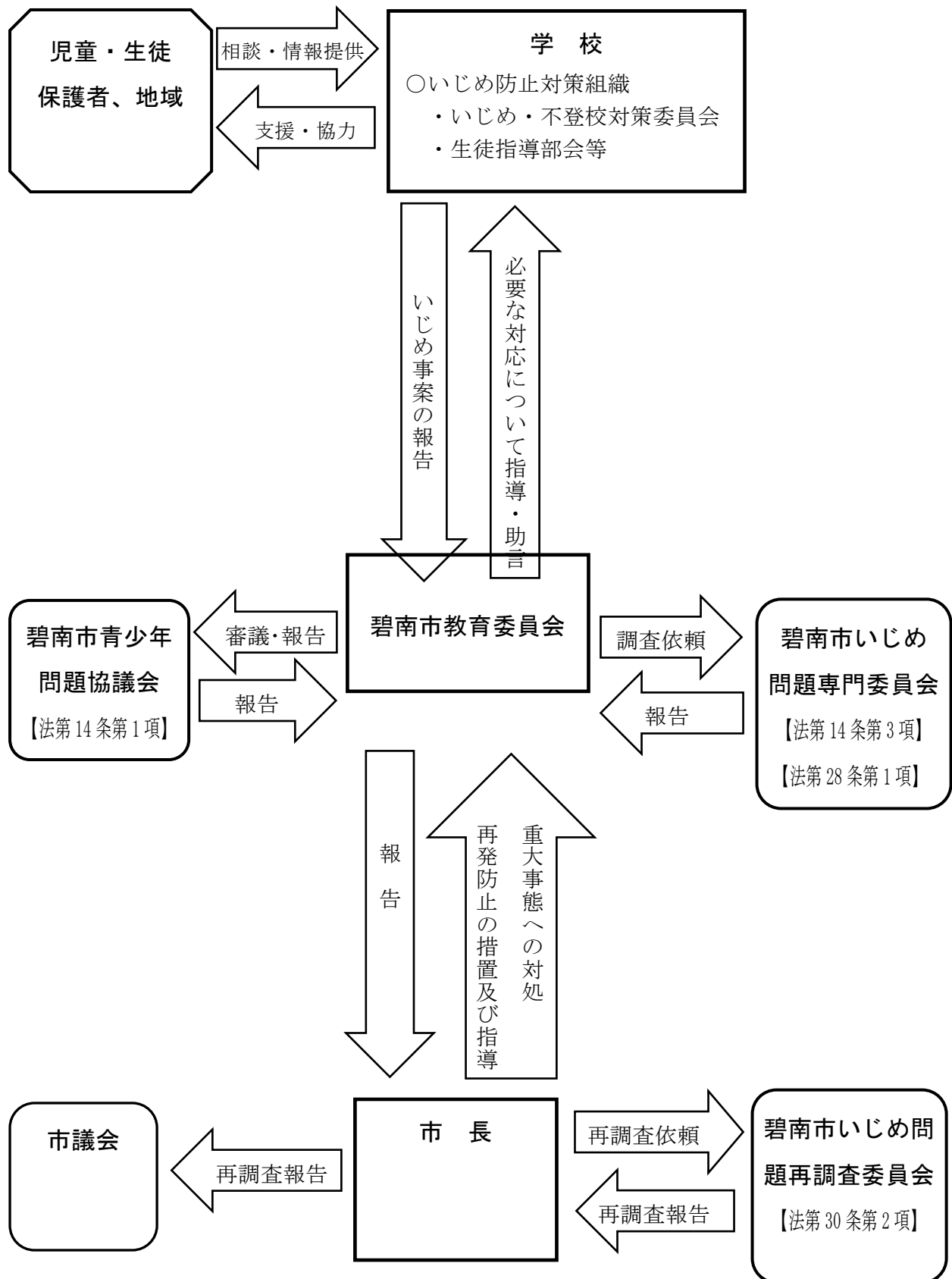
- (2) 碧南市いじめ問題再調査委員会の委員は、市長が、専門的な知識及び経験を有する第三者から任命します。（専門委員会委員を除く。）

委員は、調査の公平性及び中立性を図るため、法律の専門家、医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係のない者とします。

- (3) 市長は、再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、その結果を議会に報告します。

- (4) 市長及び教育委員会は、再調査を行った場合、その結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

【いじめ問題への組織的な体制】



いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

目次

第一章 総則（第一条―第十条）
第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条―第十四条）
第三章 基本的施策（第十五条―第二十一条）
第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条―第二十七条）
第五章 重大事態への対処（第二十八条―第三十三条）
第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速これに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体はいじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に当たるものの確保、いじめへの対応に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送達される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第四条第一項で規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争い起るることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四條 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五條 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六條 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七條 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会が市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検閲)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検閲が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検閲を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。